

【令和6年(2024年)6月現在】

伊達火葬場 利用のご案内

- 1 施設の概要
- 2 利用時間と1日の受付件数
- 3 火葬場使用料
- 4 火葬の流れ
- 5 利用手続き（火葬許可申請等）
- 6 告別室の供物台について
- 7 副葬品について
- 8 待合室等の利用について
- 9 関連資料【様式類】



「伊達火葬場」は、「西胆振行政事務組合」が所有し、伊達市が管理運営を行う施設です。
ご利用の皆様におかれましては、決められたルールを守ってご利用ください。

【発行／お問合せ】

〒052-0024
北海道伊達市鹿島町20番地1
伊達市経済環境部環境衛生課環境衛生係
TEL : 0142-82-3245 (直通)
FAX : 0142-23-1084
Eメール : kankyo@city.date.hokkaido.jp

【伊達火葬場】

〒052-0008
北海道伊達市上館山町63番地10
TEL : 0142-23-5717
FAX : 0142-82-7672

西胆振行政事務組合



北海道 伊達市

1

施設の概要

伊達火葬場 施設概要

◆施設名称 伊達火葬場

◎所在地 北海道伊達市上館山町63番地10 (旧「伊達市火葬場」南側隣接地)

◎延床面積 1,310.32㎡

◎入口ゾーン 風除室/告別ホール

◎火葬ゾーン 告別室2室(1室収骨室兼用)/収骨室/炉前ホール/火葬炉3基

◎待合ゾーン 待合室(40人収容+畳スペース)3室/待合ホール/多目的室
/キッズスペース/男女WC/多目的WC/授乳室/給湯室

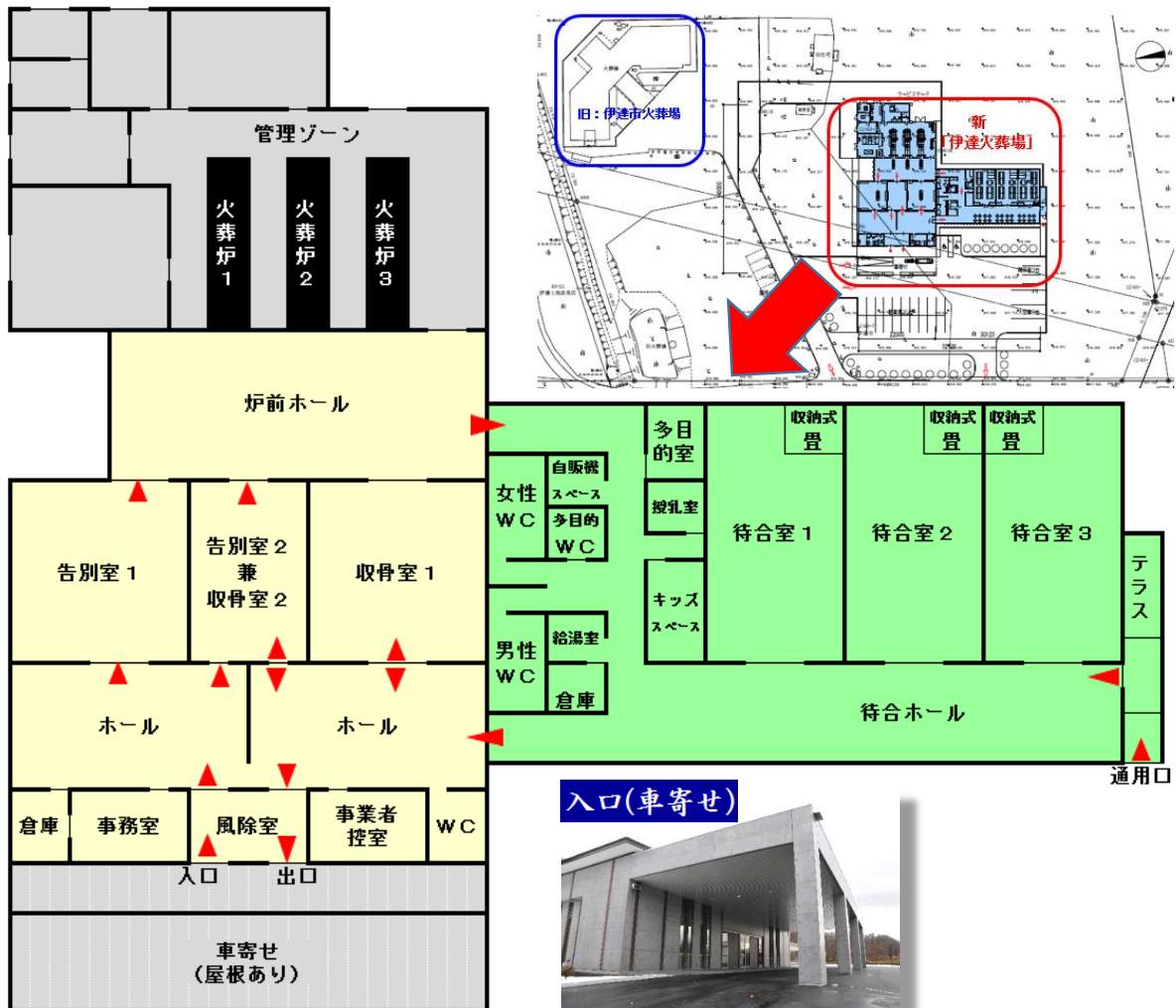
◎管理ゾーン 炉室/監視室/電気室(非常用発電機含む)/倉庫等

◎駐車場 乗用車20台/大型バス3台/車椅子用2台/関係者用3台
(上記の他駐車可能なスペース確保)

※葬祭事業者の方は、建物北側(入口に向かって左側)の駐車場をご利用ください。

※駐車場内での事故等には当施設は一切関知しませんので、徐行・施錠等十分ご注意ください。

伊達火葬場 平面図



2 利用時間と1日の受付件数

- ◆ 開館時間・・・午前9時00分～午後4時00分
- ◆ 休館日・・・「1月1日」「1月2日」及び「友引」に当たる日
(ただし、災害、その他特別な事情が生じた場合においては変更する場合があります)
- ◆ 受付件数・・・5件/日
- ◆ 利用時間・・・下表のとおり(火葬許可申請相談時に空き状況を確認の上決定します)
(着棺予約時刻)

【午前】		【午後】	
①	10時30分	④	13時00分
②	11時00分	⑤	13時30分
③	11時30分		

※着棺から退場まで、全体でおよそ2時間程度かかります。
※予約時刻の15分前を目安に到着してください。

3 火葬場使用料

- ◆ 火葬許可(申請)時に下表のとおりお支払いください。 令和5年4月1日現在

区分			使用料		
			伊達市民 壮瞥町民	洞爺湖町民	左記以外
(1)	13歳以上 の方の火葬	1体につき	30,000円	20,000円 (※)	50,000円
	13歳未満 の方の火葬	1体につき		10,000円	
(2)	死産児	1体につき		10,000円	
(3)	改葬及び 身体の一部	1件につき		10,000円	
(4)	あと産類	産婦1人につ き		10,000円	

※13歳以上の「伊達市」「壮瞥町」の住民(住民票を有していた方)の火葬については、当面の期間、使用料が「30,000円」(減免適用)、「洞爺湖町」の住民(住民票を有していた方)の火葬については、使用料が「20,000円」(減免適用)となります。

4 火葬の流れ

- (1) 着棺 □ 施設入口にて火葬場スタッフがお出迎えし、館内へご案内します。
※「火葬許可証」を火葬場スタッフにご提出ください。
- (2) お別れ □ 「告別室」にて最後のお別れをしていただきます。
- (3) 火葬 □ 「炉前ホール」に移動し、お棺を炉内に納め火葬が開始されます。
(ご休憩) 火葬が終了するまで「待合室」等にて適宜お待ちいただきます。
※火葬終了までおよそ1時間30分程度かかります。
- (4) ご収骨 □ 火葬終了後、「収骨室」に移動し、ご収骨していただきます。

5 利用手続き（火葬許可申請等）

※火葬の日の前日までにお手続きください※

(1) 「ご遺体」「死産児」の火葬

- ◆火葬許可申請窓口・・・【平日の日中】伊達市役所1階 市民課市民係（①番窓口）
【夜間・休日】伊達市役所地階 当直室

※「死亡診断書」又は「死産証書」をご持参の上お手続きください。

※申請者は、葬儀を主宰する方（ご遺族の代表等）のお名前となります。

※亡くなった方の住所は「住民票」上の住所です。

「現住所（入所施設やグループホーム等）」ではありませんので必ずご確認ください。

※亡くなった方及び届出人の本籍・住所が伊達市以外の場合は、該当する市区町村への確認作業等のための時間を要しますのであらかじめご了承ください。

※葬祭事業者の方※

- ◆伊達市公共施設予約サービス（以下「予約システム」という）から火葬予約の空き状況の確認、火葬の仮予約をすることができます。

※火葬の予約は申請窓口で手続きをして初めて完了となります。必ず上記窓口にて火葬許可申請を行ってください。

※空き状況の確認、火葬の仮予約をする場合には、アカウント登録が必要です。

詳しくは担当（環境衛生課：0142-82-3245）までお問い合わせください。

(2) 「改葬」「身体の一部（手術等に伴うもの）」「あと産類」の火葬（焼却）

- ◆火葬許可申請窓口・・・【平日の日中】伊達市役所第2庁舎2階 環境衛生課環境衛生係
（夜間・休日は受け付けておりません）

※「改葬許可証」又は「手術に係る診断書」等確認書類をご持参の上お手続きください。

※医療機関による「あと産類」に係る申請の際は、産婦の住所・氏名等がわかる書類（対象者の一覧表等）を添付の上お手続きください。

(1)(2) 共通事項

- ◆使用料の支払い・・・上記手続きの際に所定の使用料（現金）をお支払いください。

- ◆火葬許可証の受領・・・上記手続きの際に発行される「火葬許可証」を受け取り、火葬当日に火葬場にご提出ください。

※「火葬許可証」は2部発行されます。2部とも火葬場に提出し、火葬証明（管理者押印）を受けた1部（申請者控）を大切に保管してください（埋葬等の手続きの際に必要です）。

「伊達火葬場利用内容確認票（FAX票）」について

※葬祭事業者の方※

- ◆火葬場の利用に際し、火葬当日の午前8時45分までに、ご葬儀・火葬場ご利用内容の確認のための「伊達火葬場利用内容確認票」を火葬場へ直接FAXして下さい。

※「ペースメーカー」は、炉内で爆発する危険がありますので必ず事前にご報告ください。

【伊達火葬場】FAX：0142-82-7672

6 告別室の供物台について

- ◆ 告別室の炉前台上にある供物台には供物（食物等）を置くことができます。
- ◆ 供物台にお供えした供物は**火葬場で廃棄**いたします。
- ◆ **供物を持ち帰る場合は**、火葬開始後、告別室の清掃を行う前までに、持ち帰りをお願いいたします。



7 副葬品について

- ◆ 火葬炉設備の故障や有害物資発生の原因等となる可能性のある副葬品は**禁止**いたします。
ご注意・ご協力をお願いいたします。

【禁止する副葬品の例】

- ✖ 破裂するおそれのある物（スプレー、缶詰、乾電池等）
- ✖ 有害物質が発生するおそれのある物（プラスチック製品、ビニール製品等）
- ✖ 溶解するおそれのある物（ガラス製品、鉛製品等）
- ✖ 燃えない物（陶磁器、金属製品、貴金属類等）
- ✖ 燃えにくい物（本、衣類、寝具、食物等）
- ✖ その他機器故障や燃焼障害の原因となり得る物（ドライアイス等）

8 待合室等の利用について

- ◆ 待合室は、1予約につき1室利用できます。
- ◆ 待合室の定員は44名です。
 - ◎ 椅子席40席／畳スペース4席
 - (6人掛テーブル6台／4人掛テーブル1台)
- ◆ **食事は「待合室」内でのみ**お願いします。
- ◆ 「電気ポット」「紙コップ」は火葬場で用意しますが、茶葉等はありませんので、必要に応じ適宜ご用意ください。
(使い終わった電気ポットは「給湯室」にお戻しください)
- ◆ 「食事に伴うごみ(弁当殻等)」は、市の分別ルール(可燃/不燃/生ごみ)により分別し、しっかりごみ袋の口を縛り、待合室内の所定の場所に置いておいてください。
なお、上記に伴う「**市指定ごみ袋**」は、利用される方が必ずご用意ください。
- ◆ ご利用後は、テーブルや床に食べ(飲み)こぼし等が無いようにしてください。
(台ふきんは火葬場で用意しておりますので適宜お使いください)
- ◆ 「待合ホール」でご休憩の際は、各待合室(3室)ごとの席(丸テーブル2つ/室)をご利用ください(他の待合室用の席の利用はお控えください)。
- ◆ 館内には飲料用の自動販売機が1台あります。適宜ご利用ください。
- ◆ 気分が悪くなった場合の休憩、その他「多目的室」の利用を希望する場合は、火葬場スタッフ(建物入口横「事務室」)にお申し出ください。
- ◆ 「授乳室」「キッズスペース」は適宜ご利用いただけます。
- ◆ **館内は禁煙**です。喫煙する方は「喫煙スペース(テラス)」をご利用ください。
- ◆ 待合の間、ご持参した遺影は「炉前ホール」の告別(遺影)台に飾ることができます。
- ◆ 火葬が終了し、ご収骨の準備が整いましたらお知らせしますので、葬祭事業者の方又は葬儀責任者の方は、ご参列の皆様を「収骨室」に誘導してください。
※待合室や待合ホール等にお忘れ物の無いよう、よく確認してください。



9

関連資料【様式類】

様式第2号(第3条関係)

火葬許可証

令和 年 月 日

北海道伊達市長

次のとおり、火葬を許可します。 第 号

申請者	住 所		
	氏 名		
	火葬される者又は分焼者との続柄	続柄() <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 同居していない親族 <input type="checkbox"/> その他		
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 死 体 (<input type="checkbox"/> 13歳以上 <input type="checkbox"/> 13歳未満) <input type="checkbox"/> 死産児 <input type="checkbox"/> 改葬 <input type="checkbox"/> 身体の一部 <input type="checkbox"/> あと産類			
火葬される者 (死亡者又は診断書に 記載されている者) 又は分焼者	本 籍		
	住 所	<small>※住民基本台帳上の住所</small>		
	氏 名		
死亡者(又は死産児)の性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳	(死産児の場合) 妊 娠 月 数	妊娠満	週
死亡者の出生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
死亡者の死 因	<input type="checkbox"/> 法定伝染病 <input type="checkbox"/> その他			
死亡(死産)年月日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分			
死亡者の死亡した場所			
火 葬 場 所	伊達火葬場			
火 葬 施 行 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分火葬			
火 葬 場 管 理 者	⑥			

備考 この火葬許可証は、埋蔵、収蔵等に必要ですので大切に保管してください。

(申請者姓 3/3)

※実際の書類はA4サイズです

(葬祭事業者→伊達火葬場 連絡用)

伊達火葬場利用内容確認票 (FAX票)

◆◇ FAX番号：0142-82-7672 ◇◇

送信年月日：令和 年 月 日

葬祭事業者名

担当者氏名

担当者☎

- -

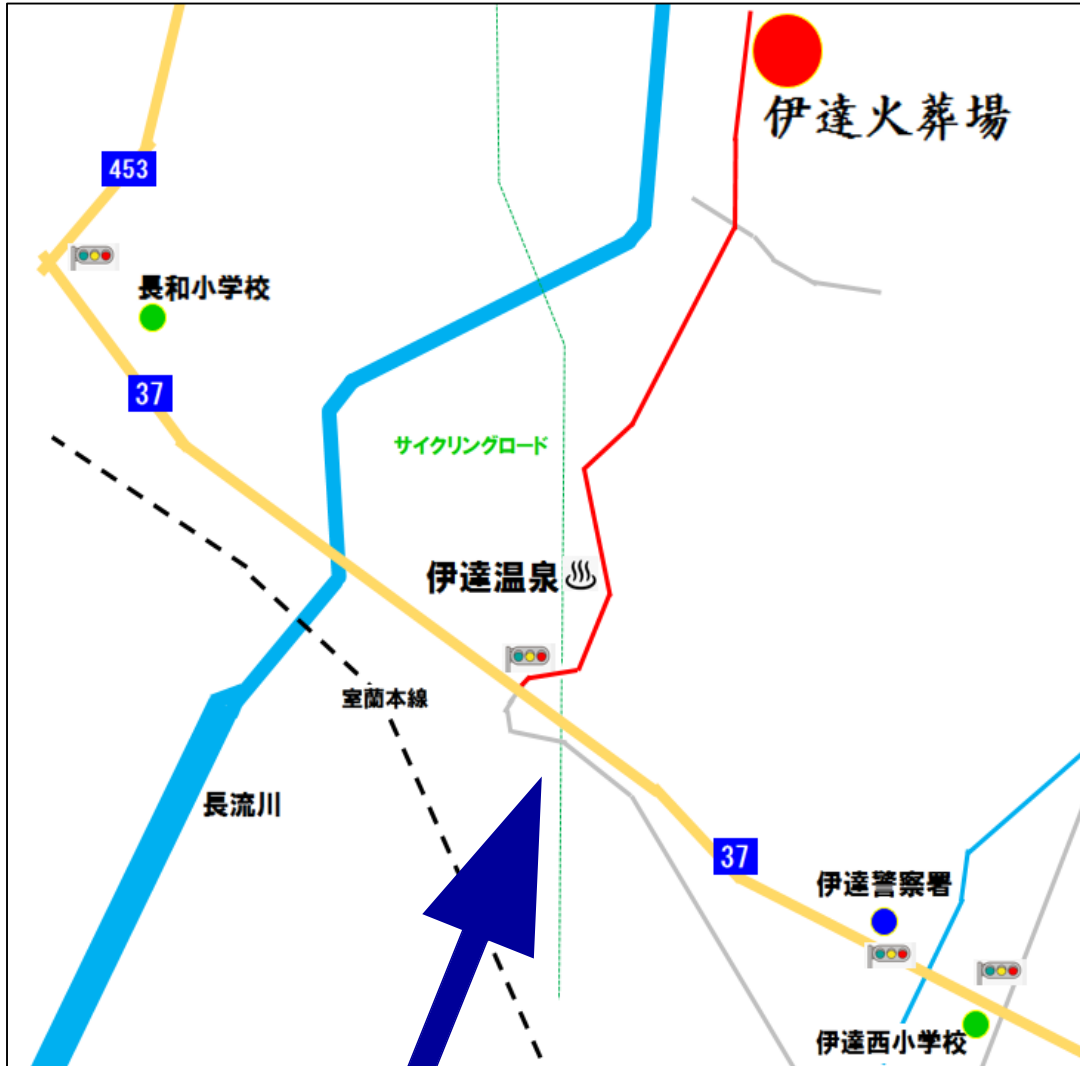
火葬(予約)日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
火葬される者 (死亡者)	住所
	ふりがな
	氏名
ベースメーカー	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> 無し

喪主	住所	喪主☎ - -
	ふりがな	
	氏名	
	火葬される者との続柄	続柄 () <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 同居していない親族 <input type="checkbox"/> その他
会葬者の人数	人	
先発の有無	<input type="checkbox"/> 先発あり ・ <input type="checkbox"/> 無し ↓ 先発者： <input type="checkbox"/> 自社担当 <input type="checkbox"/> 自治会 <input type="checkbox"/> その他 ()	
棺のサイズ確認	※火葬炉に入る棺のサイズは「長さ:2m10cm × 幅:65cm × 高さ:60cm」までです。 <input type="checkbox"/> 棺は上記のサイズ以内です	
宗教・お別れ等	【宗教(宗派)名】 _____ 【宗教者】 <input type="checkbox"/> 同行(お参り)します ・ <input type="checkbox"/> しません 【焼香箱】 <input type="checkbox"/> 焼香箱を使用します ・ <input type="checkbox"/> しません 【お別れ】 <input type="checkbox"/> 蓋(小窓)を開けてお別れします ・ <input type="checkbox"/> しません	
特記事項	

※この確認票は、火葬当日の午前8時45分まで(前日でも可)に伊達火葬場にFAXしてください。

※実際の書類はA4サイズです

◆◇ 伊達火葬場 位置図 ◇◆



管内地図



【所在地】北海道伊達市上館山町63番地10
(旧：「伊達市火葬場」南側隣接地)
※国道37号より約1.9km (自動車で約5分)

